

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月5日（平成29年（行情）諮問第286号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（行情）答申第291号）

事件名：「H28年度 児童生徒の不良行為に関する文書 「不良行為」という文言が行政文書にない場合は「触法行為」」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H28年度 児童生徒の不良行為に関する文書 「不良行為」という文言が行政文書にない場合は「触法行為」」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月12日付け29受文科初第547号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取り消しを求める。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「H28年度 児童生徒の不良行為に関する文書 「不良行為」という文言が行政文書にない場合は「触法行為」」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、不存在のため、不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

(2) 本件対象文書の不存在について

まず、児童生徒の不良行為に関する文言を含む行政文書は保管していない。

文部科学省から発出した平成27年4月24日付け事務連絡等において、各都道府県教育委員会生徒指導担当課等に対して、児童生徒が他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為を起こした場合に「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告を求めているところであり、当該報告書のうち触法事案が記載されているものが本件対象文書に該当する。

そのため、平成28年度分の「児童生徒の事件等報告書」が格納されたファイルを確認したが、触法事案が記載されている文書は存在しなかった。

したがって、本件対象文書は不存在である。

(3) 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月6日 審議
- ④ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

原処分にあつては、文部科学省から発出した平成27年4月24日付け事務連絡等において、各都道府県教育委員会生徒指導担当課等に対して、児童生徒が他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為を起こした場合に「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告を求めているところであり、当該報告書のうち触法事案（14歳未満の児童生徒が刑罰法令に触れる行為をした事案）が記載されているものが本件対象文書に該当し得るものと判断されたことから、平成28年度分の「児童生徒の事件等報告書」が格納されたファイルを確認したが、触法事案が記載されている文書は存在しなかった。なお、開示請求時の面談において、審査請求人が求める文書は初等中等教育局の保有に係るも

のである旨聴取しており、上記報告の担当課である児童生徒課を除く初等中等教育局の各課室等が本件対象文書に該当するような文書を独自に作成又は取得しているといったことがないかも併せて確認しているが、そのような実態は認められなかった。また、児童生徒の「不良行為」に関する文言を含む行政文書の保有も認められなかったため、行政文書不存在による不開示決定としたものである。

諮問に当たり、児童生徒課を中心に改めて探索を行ったところであるが、上述の「児童生徒の事件等報告書」が格納されたファイルについては原処分時と同様の結論であるとともに、何らかの理由により上記報告によることなく児童生徒の触法行為等に係る報告や情報提供等が行われ、文書が保管されている等といった事情も認められなかった。

以上のことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当と考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司